令和2年度 第3回

京都市情報公開 • 個人情報保護審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和2年8月5日(水) 午前10時~11時
- 2 場 所 京都市役所分庁舎 4階 第4・5・6会議室
- 3 出席委員 山田会長,渡辺副会長,飯田委員、小林委員、渋谷委員、鈴木委員、長沢委員、 宮村委員, 結城委員 松塚委員, 多田委員

4 審議事項

欠席委員

京都市個人情報保護条例第10条第1項又は第2項の規定に係る電子計算機処理事務(一部の 事務においては第11条の規定に係る個人情報取扱事務を含む。)

(1) 国保データベースシステムを活用した保健事業推進事務

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

主管課から説明を受けた後, 承認した。

(主な発言内容)「○:委員,→:主管課,⇒:事務局」以下同じ。

- 業者委託処理とあるが、どのような処理を指しているのか。
- → 都道府県単位で国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が存在しており、その 全国的な組織として国民健康保険団体中央会(以下「中央会」という。)が存在している。毎 月のバッチ処理のなかで、連合会から中央会へデータが提供され、中央会においてデータの一 括処理がなされ、連合会が管理する国保データベースシステム(以下「KDBシステム」とい う。) に収録される。そのような処理を指している。
- 別紙2で挙げられている重複多受診者訪問指導事務は一例であるとのことだが、今後KDB システムを用いて提案にあるようなスキームで他の事務にも利用することを想定しているの
- → そのとおりである。KDBシステムに収録されたデータを用い、対象者を選定し、保健指導 を実施することを想定している。
- KDBシステムから出力するCSVデータは、出力時点で取捨選択はできないのか。ひとま ず、KDBシステムから出力し、エクセル等でローカルに処理する方法しかないのか。
- → 現時点での機能では、出力時の取捨選択はできないため、エクセルで不要な情報を削除する ことを想定している。
- 別紙2に挙げている事務を今年度実施する予定なのか。
- → 今年度の実施を予定している。現在も別の手法で、対象者を抽出し重複多受診者への指導を しているが、今年度はスキームを替えて、効率的に取り組みたいと考えている。

(2) こども元気ランド利用申込受付事務

(子ども若者はぐくみ局子育て支援総合センターこどもみらい館) 主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 利用人数の制限が50人とのことだが、1日当たりなのか。
- → 現在利用時間を, 9時~11時, 12時~14時, 15時~16時30分の入替え制で再開 しており, 利用時間ごとに50人の制限を設けている。
- 利用時間と利用時間に1時間空いているのはなぜか。
- → 利用時間の間の1時間で施設内の遊具等の消毒作業をしている。
- 利用者票の住所欄にあらかじめ「京都市」と記載されているが、京都市民のみが利用できる 施設なのか。
- → 利用者に京都市民が多いことからあらかじめ記載した様式としているが、市外の人も利用していただくことが可能である。
- インターネットが利用できない方は、来館時に予約ができるのか。
- → 来館時に来館者から必要な情報を聴取し、職員が代行予約することを想定している。
- メールアドレスを持っていない方の予約はどうするのか。
- → 職員が電話番号等を確認し、利用者に予約番号等を伝えることを想定している。聴取した電話番号等の情報については、システムに入力されることはない。
- 予約を取り消さず、来館されない場合はどうするのか。
- → 利用時間開始から30分以上経過しても来館されない場合には、キャンセル扱いとし、予約をされていない利用希望者がいれば、利用していただく。
- これまで事前予約が不要であった施設が、原則事前予約が必要になることについては、利用 者への周知徹底をお願いしたい。
- → 承知した。
- 予約時に入力されたメールアドレスが有効なものかの確認はしないのか。
- → 予約受付の段階で本市からメールアドレスに返信することはないため、有効なものであるかどうかは把握できない。メールアドレスは、感染者の発覚時の連絡手段として利用することを想定しており、メールが到達しなければ利用者票に記載された連絡先に連絡する。
- 感染発生時の連絡手段であれば、利用者票に記載された電話番号で十分ではないのか。一括 して連絡できる手段としてメールが有用であるということか。
- → そのとおりである。
- 利用者票に記載されている個人情報の取扱いに係る注意書きについて、利用者票に記載された個人情報だけでなく、システムに収録されるメールアドレスの取扱いに注意する必要があるが、メールアドレスは目的外利用されると誤解されないだろうか。
- 注意書きにある「予約時のメールアドレスもしくは本票に記載の連絡先」が対象となる個人 情報であることがわかるような記載であればよいと思う。

- 利用者票を1か月経過後に廃棄する旨の記載についても、メールアドレスも併せて廃棄される旨を記載してはどうか。
- → 記載の見直しも含め検討する。
- こどもみらい館は京都市の「新型コロナあんしん追跡サービス」は導入しているのか。
- → こどもみらい館においても導入しており、入口にQRコードを掲出している。
- 感染者の利用発覚時には、保健所等からの連絡を受け、こどもみらい館からメールが発信されるのか。
- → こどもみらい館の中には、こども元気ランド以外にも図書館や飲食店等があるが、こどもみらい館全体で1つの新型コロナあんしん追跡サービスのQRコードを取得している。こども元気ランド利用者のみを対象とした独自の連絡手段として、予約時に収集したメールアドレス等への連絡を考えている。
- ⇒ 新型コロナあんしん追跡サービスについて補足させていただく。同サービスは保健所から感 染発生の場所と日時について本市の担当部署が連絡を受け、サービス業者から市民がQRコー ドを用いて事前に登録したメールアドレスへ連絡を行う仕組みである。
- (3) 施設等利用給付認定における実績報告の電子申請受付事務

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 保護者からの申請について、一部のみが電子化されるのか。
- → 本件の電子申請の対象は、現在は幼稚園が実績を取りまとめ紙媒体で報告をしているものであり、市は保護者から直接報告を受けていない。これを全て電子化するものである。保護者は、施設による実績報告に基づき償還払いを受ける。
- 新たに構築する電子申請連携システム内にデータを溜めることはないのか。
- → これまでの紙で提出があった申請情報と同様に、無償化システム内のデータベースに保存する。
- 連携システムに記録媒体で取り込むファイル自体は、連携システムに残さないのか。元ファイル自体を一定期間保持することはあるのか。
- → 従前から紙で提出されていた報告書は残しており、これに替わるものとして、取り込んだ元 ファイルを無償化システムのサーバ内に残す。記録媒体には残さない。

5 報告事項

(1) 特定個人情報保護評価書の答申(※ 審議事項に入る前に報告があった。)

令和2年6月18日付けで京都市長から諮問があった国民健康保険事務に係る特定個人情報保護評価書について、改めて事務局から、同月30日に開催した部会において点検を実施し、その点検結果を踏まえた答申案を全委員に確認した後、令和2年7月10日付けで答申を行った旨の説明を受けた。

(2) 令和元年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 事務局から資料に基づき説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

今後の予定

令和2年度第4回審議会は、令和2年10月下旬~11月上旬に開催することとした。